

岩手県企業局管理規程第7号

企業局企業職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年8月30日

岩手県企業局長 中里裕美

企業局企業職員表彰規程の一部を改正する規程

企業局企業職員表彰規程（平成17年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、優秀な成果をあげた企業局企業職員（以下「職員」という。）等を表彰することにより、職員の意欲及び満足度の向上に資することを目的とする。</p> <p>(表彰の区分)</p> <p>第2条 表彰の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>本庁の室長若しくは総括課長又は事業所の長（以下「室長等」という。）</u>が行う表彰</p> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等表彰)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 この条において「職員等」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>職員（非常勤の職員を含む。）</u></p> <p>(2) <u>内部組織</u></p> <p>(3) <u>第1号に規定する職員により構成されるグループ（任意のものを含む。）</u></p> <p>3 <u>第1項の表彰は、表彰状を授与することにより行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の表彰は、毎年度4回行うものとする。ただし、第1項各号に規定する職員等がないときは、この限りでない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(局長表彰)</p> <p>第4条 <u>第2条第2号の表彰は、前条第1項各号のいずれかに該当する職員等で、特にその成果が他の模範とするに足ると認められるものについて行う。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、優秀な成果を挙げた職員等を表彰することにより、職員の意欲及び満足度の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この規程において「職員等」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>企業局企業職員</u></p> <p>(2) <u>内部組織</u></p> <p>(3) <u>第1号の職員により構成されるグループ</u></p> <p><u>2 この規程において「室長等」とは、本庁の室長若しくは総括課長又は事業所の長をいう。</u></p> <p>(表彰の区分)</p> <p>第3条 表彰の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 室長等が行う表彰</p> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等表彰)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>前項の表彰は、表彰状を授与することにより行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の表彰は、毎年度4回行うものとする。ただし、同項各号に該当する職員等がないときは、この限りでない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(企業局長表彰)</p> <p>第5条 <u>第3条第2号の表彰は、前条第1項各号のいずれかに該当する職員等で、特にその成果が他の模範とするに足ると認められるものについて行う。</u></p>

<p><u>2</u> この条において「職員等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>常勤の一般職の職員</u></p> <p>(2) <u>内部組織</u></p> <p>(3) <u>第1号に規定する職員によって構成されるグループ</u></p> <p><u>3</u> 企業局長は、<u>第1項</u>の表彰をしたときは、当該表彰に係る職員等の氏名又は名称、成果等を公表するものとする。</p> <p><u>4</u> 第1項の表彰は、毎年3月及び10月に行うものとする。ただし、<u>第1項に規定する職員等</u>がないときは、この限りでない。</p> <p><u>5</u> <u>前条第3項及び第5項</u>の規定は、第1項の表彰について準用する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>	<p><u>2</u> 企業局長は、<u>前項</u>の表彰をしたときは、当該表彰に係る職員等の氏名又は名称、成果等を公表するものとする。</p> <p><u>3</u> 第1項の表彰は、毎年3月及び10月に行うものとする。ただし、<u>同項に該当する職員等</u>がないときは、この限りでない。</p> <p><u>4</u> <u>前条第2項及び第4項</u>の規定は、第1項の表彰について準用する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和6年8月30日から施行する。